

研究

前期的資本の蓄積過程 (四) 完

——鴻池家算用帳の研究の一節——

安 岡 重 明

目 次

- 一 課題の限定
- 二 算用帳の構成
- 三 算用帳を通してみた資本蓄積
- 四 業務の大勢〔以上第一一巻第五号〕
- 五 利息収入
- 六 預り銀〔以上第一二巻第二号〕
- 七 費用〔その他の支出を含む〕
 - (一) 諸払―享保九年まで
 - (二) 諸払―享保十年以降
 - (三) 小払
- 八 残された諸問題
 - (一) 純益
 - (二) 宝暦六年の算用帳について
 - (三) 算用帳と家督相続
 - (四) 留帳と別帳
 - (五) 利貸業の保全〔熊野三山名目金〕
 - (六) 本家と別家
 - (七) 大名貸と物産売捌きの關係
 - (八) その他
- 九 むすび
 - 〔以上本号〕

八 残された諸問題

われわれは、以上によって百数十年間、三千二百頁にわたる算用帳をその構成にしたがいつつ分析し、鴻池善右衛門家の経営の基本線のみをほぼ紹介した。副題（鴻池家算用帳の研究の一節）にもかかげたように、算用帳のみにしてもなおきわめて不十分な研究であり、今後この研究は続けられねばならない。そして算用帳の分析に示したところを諸多の諸史料との関連において再把握し、江戸期における商人資本の典型の全貌を可能な限りあきらかにするには前途は遼遠である。そこで最後にとりあえず、以上の分析で不充分であった二、三の問題について補足し、また一、二この問題については問題点を指摘し、今後の研究の手がかりとしたい。これらの諸問題のえらび方は、幾分恣意的であるが、研究がその緒についたばかりであり、この研究が中間報告であることおよび算用帳を中心とした研究であることに制約されている。

(一) 純 益

鴻池家の算用帳は、すでに示したように貸借対照と損益計算の両者からなり、毎年の純資産が算出されていたが、年間の純収益の算出はなされていなかった。しかし年度末の純資産から（前年）元銀をさし引けばただち年間純益がわかるようになっていた。われわれが示したところから時代下るにつれて年間収益率が通減したことは計算をまたずともあきらかではあるが、資産の増加率を計算した第二表の諸年度とあわせて年間純益額および元銀に対する比率をかんたんに算出しておこう。寛文十一年から延宝三年の五十年の年間平均純益率は二二%であったが、元禄十四年——宝永二年の五十年には八%となり、享保八年——十二年には六%、天明元年——五年には三%、文化十年——十四年には一・四%となった。文化期の純益率は発展期の十分の一にもみたくないようになっていた。

第 17 表 純 益

年	資 産	前年元銀	純 益	比	平均	
	円	円	円	%	%	
寛文 11	236	204	32	16	22	
	12	298	62	26		
	13	385	298	87		30
延宝 2	475	385	90	23		
	3	554	475	79		17
元禄 14	15,164	13,768	1,396	10	8	
	15	16,556	15,161	1,395		9
	16	17,820	16,556	1,264		8
宝永 1	18,847	17,820	1,027	6		
	2	20,305	18,847	1,458		8
享保 8	17,148	15,646	1,502	10	6	
	9	18,241	17,148	1,093		6
	10	18,987	18,241	746		4
	11	20,187	18,987	1,200		6
	12	21,016	20,187	829		4
天明 1	18,636	17,848	788	4	3	
	2	18,952	18,516	436		2
	3	19,312	18,832	480		3
	4	19,824	19,192	632		3
	5	20,178	19,644	534		3
文化 10	26,134	25,724	410	1.6	1.4	
	11	26,428	26,004	424		1.6
	12	26,678	26,298	380		1.4
	13	26,837	26,548	289		1.1
	14	27,019	26,707	312		1.2

以上は毎年正月における資産と前年元銀の比であるから、実質的には各々前年度の純益及びその比を示している。

(二) 宝暦六年の算用帳について

宝暦六年から明和元年に至る算用帳は、諸銀高が不自然に低かったが、その前後の年度の算用帳が現存せず、延享二年までの算用帳と安永二年以後の算用帳の連結の仕方が不明であったから、その脈絡は不明のまま、第一表にかかげた。しかし延享二年以前および安永二年以降の算用帳につながるものであるか否かに疑問があったため、この研究においては、当該年間についてはほとんど言及せず、観察から捨象した。当該年間の算用帳を紹介して、その理由を示しておく。

(一) 宝暦六年から明和元年十一月までの算用帳の諸勘定の構成は、基本的にはその他の算用帳と一致しているが、前後の資産に比較して銀高が非常に異なる。すなわち延享二年の資産一万九、一〇九貫目余、安永二年の資産一万六、三一八貫目余に対し、当該期間のそれは三〇〇〇——七〇〇〇貫目である。しかし、資本の加除は第三表に示したように、しばしば行われたのであるから、この点は絶対的な理由にはならない。

(二) 宝暦十年七月二十日、この帳面において鴻池喜右衛門（五代宗菴、当時隠居）は、同年正月十四日棚風元六、八六七貫四七一匁六分六厘のうち、三、八〇〇貫目を辰（不明、隠居後の女子か）へ、残り三、〇六七貫四七一匁六分六厘を八十（宗益の後妻）へ譲りわたした。そのときの譲り状がこの算用帳の中に記載されている。これをみれば、この算用帳の性格がほぼあきらかになる。

（残六千八百六拾七貫四百七拾毫匁六分六厘 辰正月十四日棚風元）

内

三千八百貫目 辰江譲り渡す

残而三千六拾七貫四百七拾毫匁六分六厘

八十江譲り渡ス

一此度辰儀山中五左衛門殿後室おミ保殿江養女ニ指遣候。依之右三千八百貫目並四条通り函谷鉾町北側家屋敷二ヶ所相添譲り申候。且自分茂近年病身ニ付、家業躰ミセ詰も難相成候故右残銀帳面之通八十江譲り渡申候。然ル上ハ此己後八十存念次第、如何様共可被致候。尤善右衛門方ニ預け置候御先祖之頂り有金、是亦可為同前候。勿論辰方之儀も八十致セ話被呉、末々為相続之、被致養子、万端セ話頼存候。尤辰方相統無恙有之候上、右残銀有金共八十存念ヲ以、辰江御譲り可被致候。右之通其方衆江譲渡候所実正也。為後託依而如汗

宝曆十_三辰年

鴻池臺右衛門

七月廿日

判 花押

鴻池屋 八十殿

山中屋 辰 殿

この譲り状は、辰を山中五左衛門後妻おみ保へ養女にやるにあたって、彼女に銀三八〇〇貫目と京都四条通り函谷鉾町北側家屋敷二カ所をそえて譲り、残額を宗益の後妻八十に譲りわたしたものである。八十に残額を譲りわたす理由に「自分も近年病身につき家業躰、店詰めも相成りがたく候ゆえ」とあり、隠居（享保八年）後の身でありながら、数千貫目の資本の運用を行っていたと想像される。そして、今後右の残額は八十が思うようにすればよいし、善右衛門（六代幸行）方へ預けてある御先祖よりの預り有金も同様である、とのべている。更に、辰の方の相続がうまくゆけば、八十の意志によって右の残額を辰へゆずりわたしてもよい、といっているのであるから、この帳面は本家の算用帳に計上され、運用されている資本と全く別わくのものであった、と考えるべきであろう。

(三) この算用帳は、明和元年（宝曆十四年）十一月に決算されたのが最後である。これは五代宗益が没した宝曆十四年三月二十六日の半年後であった。そして算用の最後にごとく記されている。

右帳面之銀高、此度一統相談之上、別段物ニ相立、新帳へ書記候ニ付、以後此帳面入不申候。為其書付置者也

明和元申十一月

善右衛門

又四郎

これによれば、この帳面の銀高は一統相談の上、別段物に相立てる、とあり、この記事もまた、この算用帳が、隠居喜右衛門宗益が仕廻していた銀高の算用帳であったことを示している。

(四) 以上によってわれわれは、恐らく偶然に残されたと思われる隠居の算用帳から隠居運用の銀高の存在したことを明確に知りえたのであるが、第一表および第三表に示されたように、各代の隠居がそうした銀高をもっていたことはあきらかである。従つてこの算用帳は、本家算用帳外の資産がいかに大きかったかを知る手がかりを与えるものである。

(三) 算用帳と家督相続

鴻池家の経営形態において注目をひくのは、算用帳が残っている寛文十年以来、所有と経営が分離されていた点である。算用帳上でそうなされていたとしても、当主が経営を指揮し、その結果について責任をもつたには違いないが、決算にあたって手代が連名であずかり状をかいていることは興味ぶかい。それを紹介する。

(前略)

指引残テ式百四貫三百八拾七匁六分五リン 有銀

右之銀子我々手前へ請取、御屋敷方其外方、預ケ銀並手前有銀ニテ儘請取置申候、何時成共算用仕立相渡シ可申候 以上

寛文拾年

手代 彦兵衛

戊正月六日

弥兵衛

嘉兵衛

鴻池喜右衛門殿

太郎吉

七兵衛[㊦]

この形式は、元禄六年まで続き元禄七年から記載されなくなった。天和二年、二代喜右衛門之宗から、三代善右衛門宗利へ家督がゆずられたときには、次のごとく誌されている。

(前略)

引残而千六百五拾六貫七百七拾三匁式ト巻りん

一百四拾貫三百九拾入匁六ト八りん

但善右衛門様るふり銀にて我々共手前へ請取申候

一千貳百貳貫八百貳拾八匁壹ト巻りん

但是ハ御手前る見世へと御請取手形ニ而我々共手前へ請取申候

三口合三千貫目也

右之銀子我々共手前へ請取、御屋敷方其外方、預ケ銀並ニ手前之有銀にて髓ニ請取置申候、何時成共算用仕立相渡可申候。右帳面之通今年改、善右衛門様へ別紙ニ右之帳面之写シ仕相渡申候 以上

天和貳年戊正月六日

手代 三郎兵衛[㊦]

喜兵衛[㊦]

六兵衛[㊦]

勘兵衛

仁兵衛[㊦]

鴻池喜右衛門殿 法名了信之宗

子善右衛門宗利江右之高譲り渡ス

右のごとく、手代が連名で当主から「御屋敷其外方々預ケ銀」ならびに「手前有銀」として預り、かつそれに責任を負っているという形式が明記されているのは、元禄六年までであり、このころ、後述からわかるように、名実とも二代之宗から三代宗利へ家督がうつされる直前であった。英邁な宗益がこうした形式にあきたらなくてこれを廃止したのかどうかは不明である。

さて次に、家督相続と算用帳の關係に目を移したい。現存する算用帳は、寛文九年九月から十二月までの營業を決算した寛文十年正月の算用からはじまることは、すでにのべたとおりである。その後は毎年末に決算され、それが翌年はじめの日付けで、貸借対照と損益計算として示されていることもすでにのべた。土地・家屋など不動産、道具・骨董、予備銀などを除けば、あらゆる資産は算用帳に計上されたから、家督の相続にあたって、四代目までは算用帳において、家督相続の旨が記載されている。そしておおむね算用帳も代変りごとにあらためられた。実情を示す下次のとおりである。

第一冊 寛文十年（一六七〇）——元禄八年（一六九五）二代了信

第二冊 天和二年（一六八二）——元禄十七年（一七〇四）三代宗利

第三冊 宝永二年（一七〇五）——享保三年（一七一八）四代宗貞

第四冊 享保四年（一七一九）——享保七年（一七二二）四代宗貞

第五冊 享保八年（一七二三）——延享二年（一七四五）五代宗益

延享三年より安永元年までは現存しない。この間の算用帳は、宝暦六年の五代宗益から六代幸行への相続にあたって改められたのであれば二冊あったはずであり、そうでなければ一冊であった。

第七（？）冊 安永二年（一七七三）——寛政七年（一七九五）六代幸行

第 18 表 家督相続一覽

十二代	十一代	十代	九代	八代	七代	六代	五代	四代	三代	二代	初代	始祖	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	善右衛門	善右衛門	善右衛門	新六	
幸昌	幸方	幸富	幸夷	幸澄	幸栄	幸行	宗益	宗貞	宗利	之宗	正成	幸元	実名
万藏	善九郎 丑之助 善九郎	善九郎 丑之助	善九郎	善九郎	善次郎	善次郎 善五郎 和次郎	善次郎 喜三郎	善次郎 喜右衛門	善次郎 石鶴 善次郎	善次郎	新九郎		幼名
							喜右衛門	喜右衛門	喜右衛門		直 新右衛門 之		改名
							宗知	宗羽	宗誠	了信	宗信		剃髮名(改名)
了道						了淳		了瑛					
(一八八三)	明治一六年 (一八六五)	慶應元年 (一八四二)	天保一二年 (一八四一)	文化三年 (一八〇六)	天明五年 (一七八五)	明和四年 (一七六七)	延享元年 (一七四四)	享保二年 (一七一七)	元禄一二年 (一六九七)	寛文七年 (一六六七)	寛永二〇年 (一六四三)	慶長一三年 (一六〇八)	生年
昭和六・三・一八	明治一七・一	嘉永四・九	天保五・一〇・二三	文化元・九・二八	寛政七・九・一六	宝曆六・七・二六	享保八・一・六	宝永二・一・六	元禄八・一・六	寛文一〇年			家督相続年月日
昭和二九・一・一六(72才)	昭和六・三・一八(64才)	大正九・六・一六(80才)	嘉永四・六・二〇(46才)	天保五・八・四(50才)	文化元・九・二五(38才)	寛政七・七・一四(52才)	宝曆一四・三・二六(48才)	延享二・一〇・二三(48才)	元文元・七・一二(70才)	元禄九・五・二(54才)	元禄六・一・二六(86才)	慶安三・一二・五(81才)	歿年月日

註 この略譜は主として算用帳と同家作製の「略譜」から作製した。不十分な点は後日補正したい。

第八(?)冊 寛政八年(一七九六)——文化十四年(一八一七) 七代幸栄、八代幸澄

右の算用帳のうつりかわりを説明する。その際、系譜を知る必要があるから略譜をかかげておく。寛文十年の第一冊は、裏表紙に「鴻池屋喜右衛門」と書れているから、二代喜右衛門之宗が当主のときのものである。この算用帳は元禄八年正月まで記され、天和二年にはじまる第二冊と十四年間重複している。実質的には、二代之宗から三代宗利へ家督相続されたのは、天和二年正月であったが、形式的になされたのは、元禄八年一月六日であった。そのため、右の十四年間算用帳は重複したのである。天和二年の相続はさきほど示したとおりであるが、第一冊元禄八年正月の算用の末尾にも次の一文がある。

右棚おろしハ善右衛門宗利江譲り渡し高、天和貳年戌正月ノ勘定之扣、了信之宗万ニも如此扣置、了信之宗元禄九子年五月二日ニ御死去ニ付、此後之棚おろしハ善右衛門宗利棚おろし帳ニ而扣相止メ申候

三代宗利から四代宗貞への相続にあたっては、次のとおり記されている。

合貳万貳千貫目

右之銀子貳万貳千貫目此度嫡子善次郎へ譲り申所衷正也 為其奥書如件

同善右衛門 同

宗利(花押)

宝永二年乙酉正月六日

鴻池善次郎殿 実名宗貞

後ニ善右衛門ト改ル 其後 喜右衛門ト改

前書之銀子善次郎殿江此度御譲我々共支配被仰付い。念入作廻可仕い。為其判形如件

宝永二乙酉年
正月六日

御内	徳兵衛	Ⓢ
同	庄兵衛	Ⓢ
同	新兵衛	Ⓢ
同	彦兵衛	Ⓢ

四代宗貞が家督をゆずられたのは数え年八才であった。宗貞については、算用帳は二冊である。これは帳面に余白がなく、享保三年から家督をゆずる享保八年の前年同七年までは新帳につけられたからである。この帳面は大部分白紙であるのに、五代宗益に家督をゆずるにあたって新帳に切りかえられた。四代宗貞から五代宗益へは、享保八年正月六日にゆずりわたされた。

右之通相違無之い。今度嫡子善次郎江家督譲り渡申ニ付、則此遺言之金銀不残、河内国鴻池新田・田中新田両所之場所不残、大坂掛屋敷不残、其外茶湯道具・諸道具不残相渡申所美正明白ニい。善次郎未幼少ニ付、居宅屋敷八十四才ニ相成い時可譲渡い。此方家之儀、代々正統血縁之者相続、嫡子乍幼少、内証ニ而家督譲り渡い。任先例善次郎宗益首尾能譲り渡い。其方子孫被致繁昌、目出度血脉之嫡子へ家督相渡シ可被申い。為其算用帳面奥書仍如件

享保八癸卯年正月六日

祖父	山中喜右衛門宗利	Ⓢ
親	山中善右衛門宗貞	Ⓢ
嫡子	山中善次郎殿へ	Ⓢ
実名宗益		Ⓢ

「右之通相違無之候」とあるのは、この証文が享保八年正月の算用のあとにかかれていたためである。このときには譲り状には、譲りわたすものが掲げられている。すなわち、この帳面の金銀のこらず、河内国鴻池新田、田中新

田西所の場所のこらず、大阪掛屋敷のこらず、そのほか茶湯道具・諸道具のこらず、であり、鴻池新田以下の不動産・動産は算用帳面には計上されていない。

このように算用面において相続が明確になされたことが明らかなのは、このときまでである。五代宗益から六代幸行へ家督相続した宝暦六年（七月二十六日）の本家算用帳は現存しないので、不明である。六代幸行から七代幸栄へ相続した寛政七年（九月十六日）、七代幸栄から八代幸澄へ相続した文化元年（九月二十八日）には算用帳は残っていないが、算用帳面においてこうした譲り状は記載されていない。そして七代から八代への相続にあたっては、それまで代がわりのときは、帳面に余白があっても帳面が改められていたのに、それがなされていない。この点は注意を払う必要がある。三代宗利、四代宗貞まで（享保八年まで）は、手代があずかった形式にはなっていない。巨大な資本の運営する最後の統轄者は当主であつたと思われるが、享保八年の家憲利定以後は、家憲の詳細な規定に従うとすれば、当主が創意を働かせたり、恣意をふるうようなことは困難となり、重だつた支配人たちの手で運営されることに依存し、⁽¹⁾ いわば君臨すれど経営せずといった現象がみられるようになったと想像される。三代宗利は隠居後も長く経営を指揮したから、この現象は四代以後あらわれたとみてもよからう。⁽²⁾ こうして当主は巨大な資本の所有者であり、名目上の経営者でありながら、実質においては、家産官僚制の頂点に立つだけにすぎなくなつてきたと考えられる。そうした所有と経営の分離という実質的变化が算用帳上における相続に微妙にあらわれ、遂には家督相続は形式化し、算用帳は当主の相続とかわりをもたなくなつたのであろう。こうした関係は、たとえ家憲の制定がなくとも、資本蓄積が巨大となり、その運用機構が複雑化し、老大化するにつれて生じうることはあきらかである。とはいえ、家憲の制定によって、代々の当主の恣意による家産の散失を防いだもののもそれによって、右に指摘した関係はより一層明確になつたのである。

- (1) 宮本又次『鴻池善右衛門』一八六頁、同『近世商人意識の研究』一八〇—一頁参照。
 (2) 「大体鴻池はこの三代宗利まで出来上り、あとは守成の時期で、巨富を擁して、ひたすら保守維持にとめたといつてもよい。」(前掲『鴻池善右衛門』一六九—一七〇頁)

(四) 留帳と別帳

算用帳にのぼる諸勘定科目については、おのおの別の帳簿があつたことは、容易に想像されるところである。大福帳については、すでに簡歴に紹介した。算用帳上に記載されていて現存しない帳簿に、「留帳」と「別帳」がある。すでにのべた「北印」「別印」についても、多額の金銀高が計上されているのであるから、これらについても別の帳簿があつたことはあきらかであるが、全く残されていない。別帳は、(1)古債を整理するに当って、回収困難な貸付を正式の算用からはずし、その運用を行ったもの、(2)経営上の予備銀の計算に用いられたもの、の二種があつたとみられる。これらはすべて棚風のあとにかき加えられている。享保十九年正月には次の記事がある。(以下については第三表を参照)

残而老万三千九百六拾四貫五百六拾匁四分四厘

内
千百六拾貫目 金貳万兩代

五拾八匁かへ別帳へ付ル

殘而老万式千八百四貫五百六拾匁四分四厘

また天明五年正月には、

猶殘老万九千九百九拾八貫六百九拾貳匁七分老厘

巳正月六日棚風元

内

一六拾貫目	紀州様
一百五拾貫目	松平内蔵頭様
一三拾壹貫目	尾州様
一百貳拾貳貫三百目	御同所様
一貳百四拾八貫四拾目	御同所様
一四百四拾五貫貳百目	御同所様
一四拾六貫九百七拾目	御同所様
一三拾六貫目	尾州様
一三拾壹貫貳百目	御同所様
一貳拾四貫六百八拾目	御同所様
一六拾貫目	酒井雅楽頭様

〆千貳百五拾五貫八百九拾目

滞貸附高別帳入ル

残而壹万八千七百四拾貳貫八百貳拾七分壹厘

巳正月十一日元

(414) 寛政四年には正月六日に棚敷されたあと、二月二十五日に至り、阿部豊後守・松平右京亮・松平越前守・牧野備後守の一口分一、四〇四貫〇六九匁三分八厘が『滞貸附高別帳へ入ル』となり、さらに「又千六百九拾三貫八百目内子二月廿五日別段元へ詰」となっている。以上によれば、天明五年の二一口の滞り貸付高および寛政四年の一四

る。(3)が一番新しい。(1)をみると利率の箇所「六朱二朱交り」とあって、この一八三貫目余の貸銀高のなかには利率年二朱の貸銀と年六朱の貸銀が込められていたと想像され、左の肩がきからこれら貸銀は算用帳ではなく別帳に属していたと考えられる。年六朱と年二朱の利率は共にかなり低利である(五の補説を参照)。ことに二朱のものは、相当の古債であろう。利率の変更について補足すると、文化二丑年に六朱と二朱のまじっていたのが、申年(直後なら文化九年)には年二朱、卯年(直後なら文政二年)には無利となっている。古債は、こうして漸次利率が切り下げられ、元本の回収をはかるのが常であった。古債の別帳への移管の事例は多いが、以上の例をあげれば、算用帳と別帳の基本線は明らかであろう。

「留帳」の初見は元禄五年の棚廬においてである。借有銀(「かしある銀」または「かしあり銀」とよむべきである、「貸有銀」ともかく)すなわち貸借対照の借方の末尾に近く、「一、六百九拾目分 留帳借シ」とあり、これが年々増加してゆく。これが延享二年には三、〇一七貫目余、寛政七年には四、三一九貫目余(以上第四表参照)、文化十四年五、三一六貫目余となった。元禄期には、この留帳差引残りがマイナスになった年度もあり、同十四年には三貫四六七匁八分七厘が「留帳差引残取入」として、同十五年には一〇一貫六九三匁四分二厘が「留帳取入」として預り(貸方)の側に記載されている。宝永三年のように貸借いずれの側にも現われない年度もあるが、これは偶然であって、「留帳差引残り」または「留帳金」は貸借対照のいずれかの側にあらわれるから、留帳は算用帳の補助帳簿であり、そこにおける年々の結果はすべて算用帳にあらわれた、と考えられる。この点、留帳と別帳とはまったく性格を異にする。ところが白川藩借銀諸証文の中にあつた覚えがきに次のごとき記載をみる。

一金六千七拾四両貳分 永百七拾八文五步式りん代

別帳 代三百七十三貫百三拾九匁九分毫りん

酉正月
同極月切

年式

(中略)

一、三百八拾六貫貳百九拾六匁三分九厘六毛
 辰正月ノ 同極月切 無利 直

(中略)

拾貳貫貳百七拾六匁

丑極月ノ 無利 元三拾壹貫目之利
 午極月ノ 五ヶ年盛上ノ口

拾三貫七百三拾壹匁貳分

丑極月ノ 無利 元三拾貫五百五拾目之利
 午極月ノ 右同断

拾壹貫百五拾貳匁七分五厘貳毛

丑極月ノ 無利 元三拾貫四百七拾貳匁之利
 午極月ノ 右同断

留帳 拾三貫五百三拾九匁九分五厘貳毛

寅正月ノ 五ヶ年盛上ノ口 無利
 午極月ノ 五ヶ年盛上ノ口 無利
 午極月ノ 小渡之管 無利 直

(後略)

ここには、別帳とともに留帳もあらわれている。右の引用からもわかるように、貸金およびその利息の滞りに関して複雑な制度があり、その処理の仕方を知ることが鴻池家の性格を解く上に重要であるが、今後よほど調査が進まなければ、現存しない諸帳簿の役割を明確に知ることが困難であろう。

(1) 鴻池家には「御武家の軍用銀同前」の予備銀が穴蔵に貯蔵されていた。これは非常時に備えたもので普段は使用されなかった。宮本又次『近世商人意識の研究』一七九頁参照。別帳や留帳あるいは算用帳とこの予備銀と関係があったかどうかは、現在不明。

(五) 利貸業の保全 (熊野三山名目金)

鴻池の大名貸が特定少数の諸大名に集中し、危険な状態となっていたことは、すでに指摘したとおりである。大口貸付にあたっては、同業者間で、あるいは一族の中で分担する方法はとられたのであるが、それでも危険な状態になっていたことは否定できない。貸付金の元利を確保する他の有力な方法は、名目金に参加することであった。名目

金の貸付においては、これが他の諸債権に優先するところから、利貸業者はこれを利用した。鴻池家では安政年中、紀州熊野三山修覆料金貸付に参加した。熊野三山名目金について『両替商沿革史』は次のように記している。「紀州ニ熊野三山貸附所ト云ヘルモノアリテ、之ハ熊野権現へ幕府ヨリ年々祠堂金ト称スルモノヲ若干奉ルノ例ニテ其奉納金ヲ保存スル為メニ他ニ貸附ケテ利子ヲ取立テテ扶殖シ行クト云フヲ名目ト為シ、其実ハ鴻池始メ出入ノ富豪家ヨリ薄利ニテ資金ヲ借入レ、是レヲ高クシテ利子ノ牙保ヲ取ルナリ。」この名目金が算用帳面においていかに処理されたかは、当時の算用帳がないため不明である。明治三年には、まだ名目金差加金は存在していたと思われるのに、同年の算用帳にはその記載はない。証文を入れた袋には「紀州熊野三山筋証教入式拾五通」とあり(実際は二六通)、各証文の表がきに「卯十二月元」「卯十一月元」などと記されているから、これは慶応三年末の整理であると思われる。ここにある証文の最も新しいものは、慶応三年九月のものである。その一例を示す。

寛

銀三拾貫目也

右者野三山江從

公儀御寄附金御貸附之内江為加入預り也 入用之節者何時ニ而茂元利返并可申也 以上

安政三年辰正月

鴻池小三郎殿

右致承知也

(張紙)

慶応三卯八月迄利足受取

改卯九月元

御本家取次

御寄附金御貸附所

諫川三郎平

田中仲右衛門

酒井五郎助

田中倉之助

右の証文によれば、熊野三山の御寄附金御貸附所が鴻池小三郎から銀三〇貫目をかり、公儀（幕府）よりの御寄附金御貸附の内へ加えるため預った、となっている。諫川三郎平以下の四名は御貸付所の役人と思われる。注意すべきはこの証文に張りつけられた張紙の文言である。これによると、慶応三年八月迄の利足を受取り、改めて同年九月元銀三〇貫目となったこと、この差し加え銀は実は「御本家取次」であったことがわかる。二十六通の証文のなかには、これと同様のケースが多かったと想像される。すなわち、第一九表をみればわかるように、鴻池（山中）善右衛門名の証文はわずか八通であり一族名のもの一一通、他の商人名のもの七通となっている。これら全部が鴻池本家に所蔵されていたのであるから、すべて鴻池本家の資金であり、多くの代理人の手によって熊野三山名目金に加えられたと考えざるをえない。このような複雑な手続きをとって、鴻池家はその資金の安全をはかったのである。この事實は同族的な金融団体としての鴻池家の一側面を示すものである。こうした方法が、どのような事情でいつから始まったかについては、現在不明である。⁽²⁾

(1) 飯淵敬太郎『日本信用体系前史』九五頁、宮本『鴻池善右衛門』一九一―二頁より引用。

(2) 児玉洋一氏が調査されたときと現在の証文数は異っている。同氏著『熊野三山経済史』三七六頁以下参照。

(六) 本家と別家

鴻池家は、江戸前期以来、多数の分家を分出するとともに、年期を勤めあげた手代たちに別家（別宅）を許した。その時の条件は、子飼いの手代とそうでない手代とではやや異り、手代をある年限勤めた場合でも支配判形役についた手代とそうでない手代とでも異っていた。子飼いで支配判形役を勤めた手代が、別家にあたって最も好条件であったことは自明であろう。その条件の詳しい検討は共同研究者の報告をまたねばならず、そうした商家奉公人のあり方自体は今後の研究にゆずるとして、別宅後の別家衆がいかなる形においてその営業を行ったかについて、問題を提出

第 19 表 熊野三山名目金への差加銀証文

元銀	本元 残元	証文の年、月	宛名 (貸付者)	利率	備考
20.000	20.000	安政1.12	鍋屋平兵衛	月7朱	
300.000	200.000	" 1.12	鴻池小三郎	"	○
20.000	20.000	" 2.11	"	月8朱	
30.000	30.000	" 3. 1	"	月7朱	
35.000	35.000	" 3. 8	鴻池平蔵	"	
30.000	30.000	" 3.11	永原屋源八	"	
50.000	50.000	" 3.12	近江屋源兵衛	"	
20.000	20.000	" 4.11	芦田源三郎	月8朱	
30.000	30.000	" 5.10	鴻池重吉	月7朱	
50.000	50.000	" 5.12	鴻池貞吉	"	
384.200	359.000	" 7. 3	鴻池小三郎	年1朱	○
100.000	100.000	万延1.10	豊田屋藤兵衛 伊賀屋徳右衛門 平野屋惣五郎	月7朱	三枚
490両	490両	" 2. 1	鴻池善右衛門	月3朱	
216両	216両	" 2. 1	鴻池勘兵衛	"	
50.000	50.000	文久2.10	山中善右衛門	月7朱	
30.000	30.000	元治1.11	鴻池小三郎	"	
15.000	15.000	慶応1.11	田中屋小八郎	"	
40.000	40.000	" 2. 6	山中善右衛門	"	
179.850	116.740	" 3. 5	"	"	○三通
20.000	2.020	" 3. 5	"	"	○
61.550	61.550(?)	" 3. 5	"	"	
100.000	100.000	" 3. 6	"	月5朱半	
100.000	89.020	" 3. 9	"	月7朱	○
13.000	13.000	" 3. 9	諸福屋勝次郎	"	
100.000	100.000	" 3. 9	鴻池熊助	"	
25.000	25.000	" 3.10	鴻池猶次郎	"	

本元は元銀が返済されていないもの。残元は元銀の一部が返済されたもの(備考欄○印)。証文を入れた袋の表には、収めてある証文の銀高が列記されている。これと実際収めてある証文を較べると、あとから4通とり出され、5通新たに収められ、計26通となったことがわかる。

しておきたい。別家衆のなかには、本家ずとめをするものと自分家業をするものとがあり、自分家業といっても多くは自分家業を行いながら本家ずとめもするのが普通であったようである。本家ずとめの場合にはさておき、問題は自分家業をする別家である。それは商人資本の最も前期的な一側面をあらわすとともに、明治以後の日本財閥の原型を含んでいると思われる点において注目すべき現象である。

別家し自分家業を営むにあたって、別家は鴻池姓を名のり、一定額の資金を与えられ、家屋敷購入についても世話をうけ、一定期間資金の融通をうけた。現存する別家の算用帳によれば、多くは大名貸に従事していたようであるが、貸付額は小額であり、本家をはじめとする鴻池一族の金融の一翼に参加して営業を行ったと考えられる。例えば本家とか一族中の某が百貫目の貸付を行うとき、その一部分一〇貫目とを五貫目とかを、それに加えてもらうといった形である。享保十八年別宅を許された鴻池弥三郎に謁していえば、寛保三年から宝暦八年にわたる同人の算用帳が残されている。「宝暦三酉年算用」の一部を抜粋すると、

一三貫式百五拾目

一五〇目

一四〇百八拾目

一貳貫三百四拾目

(中略)

一九貫百貳拾九匁五分毫厘
年賦

御見世
仲問借

田地質 鴻字加

榑原藏 明石藏 鴻庄加

高田藏 御見世加

筑後藏 口入鴻市

すなわち、多くの貸付は、「鴻字」「鴻庄」「御見世」(本家)などの貸付に参「加」したものであり、あるいは「鴻

市」の口入にかかるものもあつた、と考えられるのである。したがって別家すれば独立したようにみえるが、資金や得意先の輪旋などを通じて本家の経営組織に組みこまれており、その一細胞のごとき存在であつたと思われる。さきに示した熊野三山名目金への差加金に關しても、同様の事情がみられた。ことにいく冊か現存する別家の算用帳が一定年間に、鴻池本家に返却されている点は、別家の独立の程度の問題に關して非常に示唆的である。ここで別家の条件を示した享保四年「万留帳」より一例だけを補足してあとは後日の研究にゆずりたい。

理兵衛 元禄末年の奉公
仕、年十一才

(中略)

六口合式拾貫七百六拾七匁式分七厘五毛

享保六年正月兩替商売申付の故、右之銀高相渡シ自分作廻ニ為致、年数三十一一年相動、丑年迄四十二才ニ罷成也。此後も本家用更相兼勤の様ニ申渡也。然共世躰料ハ丑年を相止メ、右代リニ銀拾五貫目五年賦ニベ元銀ニ而預ケ申也。末々本家用更相勤の内ハ三年目ノニ打返シ拾五貫目宛借シ申答也

享保六年別家を許された理兵衛は、名付銀、その利銀、祝儀銀など二〇貫目余をもらつて別家し、本家より更に一五貫目の融資を受けた。融資を継続してもらう条件は、本家の用事を兼ね勤めることであつた。「本家用事相兼勤」の具体的内容は、右に示したように、本家の金融機構の一分肢の役をつとめることであつた。大利貸資本たる鴻池家の研究にあたっては、こうした分家・別家を包括した金融機構を明らかにしなければならぬ。ただ容易に想像されることは、別家たちが本家を中心とする同族的金融団体に属し、その機構のなかでのみ存在しえたことである。

(七) 大名貸と物産売捌きの關係

われわれは算用帳の分析を通じて鴻池家の經營的性格の変化を、基本的には、自己資本による大名貸へ純化の過程

と把握した。算用帳の下限は文化十四年であり、そのほか明治二年と九年に算用帳の下がきとみられる決算書があるだけである。これらを通じて、算用帳上においては、商業資本的な側面は時代と共に痕跡をうすくするばかりであった。ところが、作直洋太郎氏の紹介によれば、幕末の文久・慶応期に鴻池家が蔵物売捌きに関与した史料がすくなく存在している。⁽¹⁾ それではこうした現象は幕末期にかざられたことかというところ、鴻池家が江戸期を通じて数多くの諸藩の掛屋・蔵元を引請けていたことは周知の事実であるから、そうとは考えがたい。従って算用帳上に物産売捌きの痕跡がうすくなってきたといって、同家がそれに関係をもたなくなったとは考えられないのである。ではなぜ、算用帳上にそうした変化があらわれたのか。問題は同家がいかなる形で蔵物売捌きに関与したか、にあると思われる。この点に関しては作道氏が史料を豊富にかかげて、くわしく紹介・分析されたところであるから、ここでは史料の引用は必要最小限にとどめ、私見をのべたい。

まず岡山藩の繰綿についてみる。慶応元年の史料によれば、岡山藩の繰綿は当時蔵物となり、繰綿は国元の岡山綿会所（その元請は桔梗屋清三郎・天野繁治）によって集荷され大阪に廻送された。その蔵元には鴻池善右衛門、売捌方には桜井屋庄三郎が登用された。鴻池・桜井屋の両者は、岡山綿会所に対して繰綿売買にかんする議定書をかまし、大阪における綿栲場を月十二回（または六回）通報することなどをきめている。⁽²⁾ このように繰綿売捌きに関する議定書は、鴻池・桜井屋の連名になっているが、売捌方法を具体的に記した「備前様御国産売捌仕法書並御屋舗公込へ御届之写」⁽³⁾においては、桜井屋のみが売捌きにあたったことが明かになる。大阪蔵屋舗に入った繰綿の入札には蔵屋敷より一人、蔵元鴻池より一人立ちあったが、代金は桜井屋が受取り蔵屋敷へ納めた。付紙に「代金御蔵元受取預通ひ帳へ付込、迫而御屋舗指図之上相納申可事」とあるから、代金の管理は鴻池家がしたことになる。大阪までの船賃は国元の負担、上荷賃ならびに水揚蔵入賃は蔵屋敷の負担、蔵出し賃・荷物送り駄賃は買主の負担であり、問屋・仲買

の入札その他の費用は蔵屋敷の負担であった。売捌代銀のうち壹歩（一割）は売捌問屋が口銭として申し受け、五朱（五分）は大阪諸入用御手当として引除く、としている。また品物が捌けないときは「御蔵有物見込為替金八歩方私（桜井屋）引受相納可申事」（但利足月九朱）とあって、桜井屋が金融をすることになっていた。以上のように練綿売捌きに責任をもったのは桜井屋であり、鴻池家は代金の管理（と恐らく練綿切手の発行）に関与しただけで、実際の商取引には関与していない。

また諸藩産出の物産のうち最大の商品であった米については元治元年——慶応三年に桑名藩の史料がある。藩の借銀には、銀高に応じて「引宛米」が示された。この引宛米は借銀の担保であって、引宛米の売却を鴻池その他の利貸資本が行うことは示されていない。そのほか諸藩産の産物にふれた史料はいずれも、鴻池家がそれら産物に商業資本として関係したのではなく、利貸資本として、貸付に付する担保として関係したことを示している。⁽⁴⁾

以上示したように、幕末期における諸藩の産物に対する鴻池家の関係は、利貸資本のそれであった。鴻池家は大名貸を通じて商品流通に関係をもったことは否定できないのではあるが、その関係は間接的であって、商品流通の担当者（商人）としてではない。算用帳上において、享保以降次第に商業的側面の痕跡がうすれてゆき、安永以降ほとんどそれを感じさせないのも、鴻池家が諸藩の産物に商業資本として関係しなくなったからだと考えられるのである。かくして、鴻池は商業資本の側面を失うことによって、物価変動ことに米価の変動に伴う危険を回避し、自己の資本を安全にすることができた。しかしまた同時に、そうしたことによって幕末——維新期の巨大な社会経済変動に対しては、それに適応する能力をも失ったのではなかつたか。

(1) これら諸史料は、作道洋太郎「近世的利子つき資本の存在形態——鴻池面替商資本の場合——」（大阪大学経済学部創設十周年記念論文集「現代経済学の諸問題」所収）を参照のこと。

(2) 同論文三一三頁

(3) 同論文三一三四頁

(4) 右論文に引用された諸史料のうちこの問題に関係あるものについては、こういえる。作道氏は「鴻池兩替商資本もまた商品流通を規則（規制か―安岡註）する方向を強く示しており、商品取引資本と貨幣取引資本の機能的分化は同時にその結合の必然性をみせることになった」（同論文三〇九頁）とし、当時の鴻池家は、商品取引資本の機能も備えていたことを主張される。作道氏は、鴻池の以上のような職物関与の仕方、貨幣取引資本と商品取引資本の機能の結合においてであったと評価されるものである。この点私見とは異なる。この問題について以上のように共同研究者の間で意見の相違があり、現在検討中である。

(八) その他

右にのべたのは、(一) 純益、(二) 宝曆六年の算用帳について、(三) 算用帳と家督相続、(四) 留帳と別帳、(五) 利貸業の保全、(六) 本家と別家、(七) 大名貸と物産売捌きの関係、(八) の七項であり、(四) 以下の諸問題は、今後追求する必要がある。そのほか、各藩ごとの貸借高をたどり、現存する掛合帳などによって鴻池家と諸藩の関係を觀察すること、算用帳と大福帳を中心として帳簿組織を検討すること、なども今後の課題に加えられる。諸帳簿のうち中心的な算用帳以外は、まったく断片的に残っているだけだから、帳簿組織を明らかにするには、現存しない諸帳簿の役割を復元してみなければならぬであろう。ここではのべなかったが、以上未解決の問題とともに、さらにそれら諸問題との関連において、幕末―維新の変動に際して鴻池家が、いかに対応し、いかに変貌したかの問題は、今後もっとも力をそそいで追求しなければならぬ。¹⁾ そのときはじめて鴻池研究を通じて前期的資本と日本資本主義との関連について語りうる。日本資本主義の発展過程にのりおくれたと定説づけられた鴻池家に関しては、それが発展の諸条件の反対の多くの諸条件を提示するが故に、時流にのりえた三井や住友などと同じ比重をもって研究されるべきであらう。

(1) 明治維新期における鴻池家に対する評価については、飯淵敬太郎『日本信用体系前史』一三九—一四二頁、宮本又次『鴻池善右衛門』二二七頁以下などを参照のこと。

九 む す び

鴻池善右衛門家に残された寛文十年から文化十四年にわたる算用帳を分析した結果、われわれが現在知りえた事柄は次の諸点である。

鴻池家の算用帳上における資産は寛文十年正月には二〇四貫目余、一五〇年後の文化十四年正月には二万七、〇一九貫余で明治三年正月には四万六、六六一貫目となる。資産増加率は、寛文十一年——延宝三年には二二%、文化十年——十四年一・四%と時代とともに通減した。事業内容が変化したのは元禄末年から享保にかけてであった。元禄ごろまで大きい比重を占めていた米をはじめとする商取引は次第に減少し、利貸の比重が大きくなった。それに伴って寛文十年には「貸有銀」の五九%を占めていた商人貸は、延享二年には七%となり、さらに寛政七年には零となった。反対に、大名貸は寛文十年一九%、延享二年六四・一%、寛政七年八四・二%となった。「貸有銀」のうちの貸付でないものを除くと、大名貸(蔵貸を含む)は、右の三つの年度で、八六・二%、九〇・〇%、九八・四%の高率となる。しかも大名貸は特定の小數大名に集中し、貸付は危険はな状態となっていた。資本(貸有銀)に対する利入(家賃・扶持米などを含む)の比率は、寛文十年——延宝二年の平均は一四・四%であったり、それが通減して文化期には二・二%となる。貸付に伴う利息収入は、契約利率をはるかに下廻るものとなった。

こうした事態と対応して、「預り」銀においては、業務関係から生じた預りの比率は低下した。預り銀の貸有銀に対する比率は非常に変動的であるから、明瞭な動向は見出しにくい。延享以前と安永以降とを較べると右のことが

いえる。寛政——文化ごろには、預り銀の大部分は自己資本と思われるものが圧倒的な比重を占めるに至った（これは今後の検討を要す）。預り銀に対する利払が、安永以降急速なテンポで減少してゆき、年間利払額の預り高に対する比率は享保——寛保には三—六%であったが、次第に低下して寛政八年以降だいたい〇・三%となることをみれば、この点は「北印」「別印」などが自己資本であったとの推測に一つの有力な証拠となる。

以上、算用帳の貸借対照の記載から、寛文——元禄ごろには酒造・海運・米売買（但し酒造・海運業は算用帳にはあられぬ）・兩替業・諸貸付を行っていた鴻池家が、その後商業的側面を次第に失い、大名貸、しかも自己資本による大名貸へ傾倒してゆく過程が明瞭になる。この転換は元禄末年から享保にかけて行われ、三代宗利の指導によって作られた享保八年の家憲制定によってこの転換はほぼ決定づけられたと考えられる。

この家憲制定のところより、算用帳における費用計算は精密化した。安永期以降、資本・資産が増大したにもかかわらず、費用の比率は低下してゆく。相当高価な書画・骨董を多額に購入しているのに、費用の比率が低下したのは、経営が退嬰的になっていったからだと考えられる。また家憲制定前に奉公人待遇規定が確立し、そこにおいては独立を許された別家も本家の利貸・兩替業の一翼を担って本家の経営を助ける方向を志向せられた。こうして本家を中心とし、分家・別家（別宅）を包括した同族的な一大金融機関が形成された。調査が進めば鴻池に、金融同族団の規定が与えられるかも知れない。こうした組織は、近代日本財閥の原型を示していると考えられるが、その構造・性格上の異同は、今後の研究によって明らかにされる。鴻池の利貸業の保全是、こうした同族組織経営の運用と諸大名領物産への関与、名目金貸付への参加などによって行われた。

〔あとがき〕この研究は、さきにもべたように、大阪大学宮本又次教授、作道洋太郎助教授、川上雅氏、藤田貞一郎氏との共同研究の一環であり、この共同研究については一九五八年借成会学術奨励金を受けた。私がこの研究に関係をもつようになった

(428)

巻号	頁目	誤植訂正	誤	正	55	1	関係にゆえに	関係にゆえに
11巻5号	9	算用はにおいて	算用において	66	第12表(1)	新代家の元祖	新七家の元祖	
103	10	表はあらわれ	表にあらわれ	66	最後	なり高度	かなり高度	
110	享和2年L欄	285.859.31	300.346.64	67	11	文十四年	文化十四年	
115	後から2	(第三表)	(第二表)	67	14	いわば退嬰的	いわば退嬰的	
120	5	平均一歩六歩	平均一分六毛	78	第14表	資に対する	資本に対する	
124	表の左欄	松平安甚守	松平安芸守	82	12	並普請四年	並地普請家	
127	9	零格貸付	零細貸付	92	第16表	寛政2年	寛政2年	
51	宝永7年—正徳4年の五年平均	8.6	6.1	95	後から6	別宅や	別宅入用や	
53	文化10年—14年の四年平均	2.3	2.2	97	8	この傾向に	この傾向は	

のは一九五七年からであり、本格的にとりくみはじめたのはその翌年からであった。ほかの仕事もあったのでこれに没頭することはできなかつたが、ながらくわからないことばかりで仕事は全然はかどらなかつた。五九年秋ようやく用途をつけ、ます分ることだけを明らかにする目的で本稿を発表することにした。執筆に時間的なずれがあるため精粗が一定でない点責任を感じている。今後の研究をあわせて改めて定稿を発表したい。備成会並びに色々御教示下さった共同研究者諸氏、簿記に関しては御教示下さった内川菊義氏、栗栖弘典氏(ただし御教示に従わなかつた場合もあるので、責任は筆者にある)、史料閲覧について御好意をたまわつた鴻池家および平井鋭夫氏、樋口竜太郎氏、横山昌輔氏にあつく御礼申しあげる。 一九六一年一月八日